

令和8年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市用瀬町運動公園の管理運営費	河川公園課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
1,238	令和9年度～10年度					1,238

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

- ① 鳥取市用瀬町運動公園の管理に関する業務。
- ② 鳥取市用瀬町運動公園の運営に関する業務。
- ③ 鳥取市用瀬町運動公園におけるスポーツ事業に関する業務。

【これまでの関連する取組】

近年、賃金水準及び物価指数の大幅な上昇が続いており、適切な価格転嫁を実現する観点から、本市指定管理施設において指定管理料の見直しを行い適切な指定管理料の設定をする。

指定管理者 株式会社よろずや

指定期間 令和6年度から令和10年度

現行指定管理料 R 6 25,134千円 R 7 25,341千円 R 8 25,545千円
 R 9 25,750千円 R 10 25,955千円
 計 127,725千円

変更後指定管理料 R 6 25,134千円 R 7 25,960千円 R 8 26,164千円
 R 9 26,369千円 R 10 26,574千円
 計 130,201千円

※令和7年度分は2月補正予算、令和8年度分は当初予算に計上

【今後の取組】

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

令和8年4月 年度協定書の締結